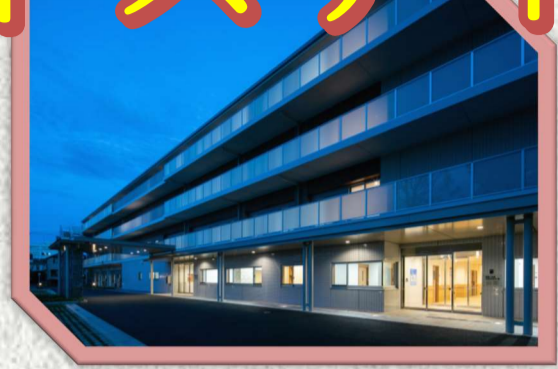


山河 ショートステイ



全室個室 (トイレ付)

併設事業所

- 特別養護老人ホーム
- 看護小規模多機能
- 訪問看護ステーション



●MAP

京王井の頭線 高井戸駅より徒歩7分



●自宅のように暮らす

山河ではユニットケアを取り入れ、一つのユニットはお部屋とキッチン、リビング、浴室などからなる住まいです。あたり前の暮らしに必要なものを準備しています。

●これまでの暮らしを大切に これからの生活を支えます

起床・食事・入浴・リハビリ・余暇・就寝・・・、ユニットケアには一律の決められた日課はありません。ご自宅での生活ペースを大切に過ごしていただけます。

●SMILE

- ① 笑う力 Smile
- ② 動く力 Move
- ③ 学ぶ力 Learn
- ④ 食べる力 Eat



これらの力を
個々 (Individual) に合わせ
最大限に (Infinity)

**このSMILEを基本方針に
利用者様に寄り添います**

●お問い合わせ

特別養護老人ホーム山河
担当 匂坂 (サギサカ)・塚田

〒168-0072

東京都杉並区高井戸東 3-30-13

TEL 03-5935-8806

FAX 03-5344-9030

sanga@kawauchi-gp.jp

■徳島法人本部

理事長 川内 茂徳

〒770-0047

徳島県徳島市名東町 2-454

TEL 088-633-6565

FAX 088-633-6568

◇特別養護老人ホーム かもな園

開所年月日 平成10年4月1日

特別養護老人ホームかもな園

かもな園短期入所生活介護

ケアハウスさわらび

かもな園居宅介護支援事業所

デイサービスセンターいこい

かもな園配食サービス

◇ケアハウス田園

開所年月日 平成14年9月1日

ケアハウス田園

グループホーム野バラ

ヘルパーステーションかもな

田園ホール

■東京事業所

◇石神井台特別養護老人ホーム秋月

開所年月日 平成25年3月1日

石神井台特別養護老人ホーム秋月

秋月短期入所生活介護

〒177-0045

東京都練馬区石神井台 6-1-11

TEL 03-5935-8928

<http://www.sawarabikai.or.jp>

1F ショートステイ 定員 21名

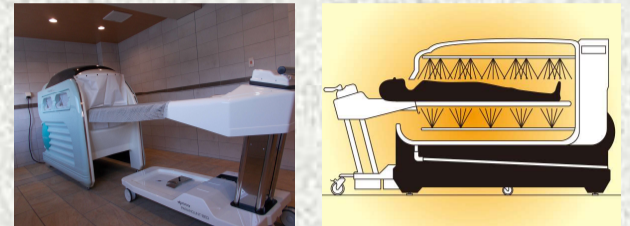


特養玄関

個浴・中間浴 イメージ



機械浴イメージ



居室 イメージ



ユニット リビング



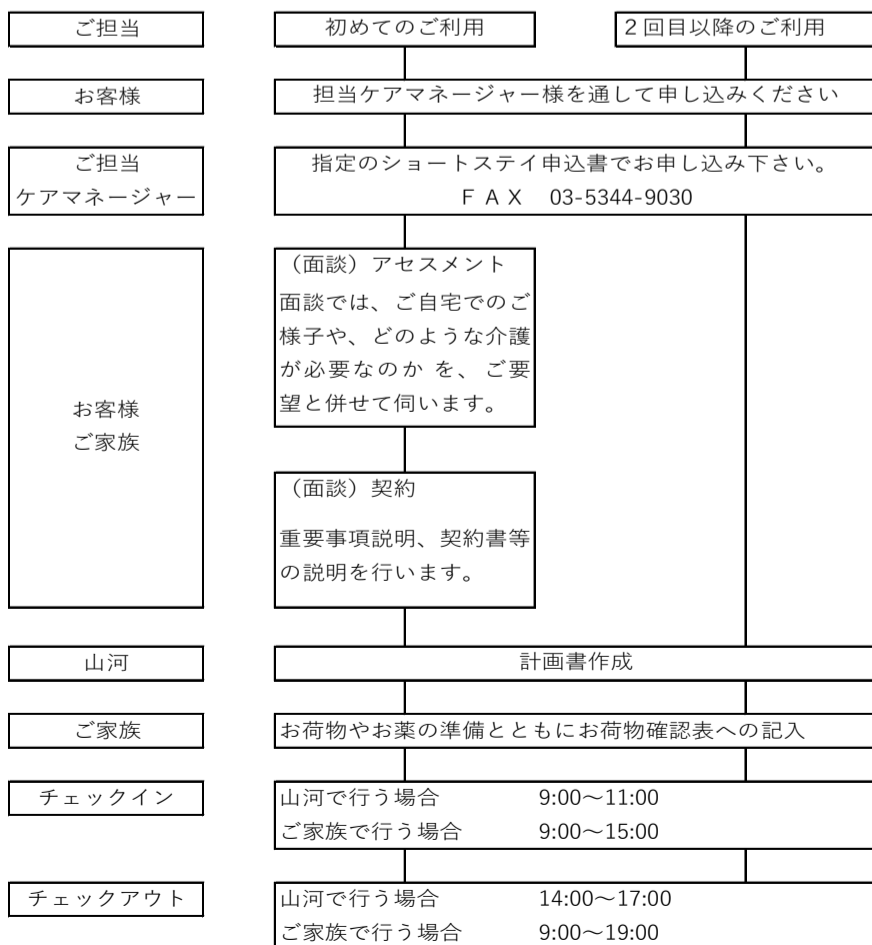
ウェイトニングスペース



【お申込み方法】

ご担当の居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）を通じてお申込み下さい。
（申込書、別添）ケアマネージャーを通じてご連絡致します。当月の10日までに2ヶ月先までご予約頂けます。ご予約が決定した後、日程変更（延長や、短縮含む）なども、同様にケアマネージャーを通じてご連絡下さい。

ご予約からチェックアウトまで



（介護予防）短期入所生活介護 料金表

1 (介護予防) 短期入所生活サービス費 (円)							
1日あたり	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担の場合	571	708	759	834	915	990	1,064
2割負担の場合	1,141	1,416	1,518	1,667	1,829	1,980	2,129
3割負担の場合	1,712	2,125	2,278	2,501	2,744	2,970	3,193

2 その他の体制加算等 (円)			
加算項目	加算概要	1日(1割)	
○ 夜勤職員配置加算(Ⅱ)	ユニット型で、入所定員が5人以上の施設で、夜間帯の人員を規定人員より多く配置しています。	20	
○ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上(75%以上)であり、入所者数の定員超過減算や人員基準減算がない場合。	7	
○ 看護体制加算(Ⅰ)	入所定員5人以上の施設で、常勤の看護職員を1名配置しています。	5	
○ 看護体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)に該当し、看護職員を規定人員より1名多く配置し、24時間の連絡体制を確保しています。	9	
△ 送迎加算	ご自宅から施設、施設から自宅までの送迎を行なった場合に算定します。	205	
○ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして1及び2の算定額の1000分の27	2.7%	
○ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして1及び2の算定額の1000分の23	2.3%	
○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして1及び2の算定額の1000分の83	8.3%	

※ ○・・・常時算定します △・・・都度算定します

3 食費 (円)		2泊3日の場合 (円)	
朝食	400	4,010	
昼食	600	(朝食×2、昼食×3、おやつ×3、夕食×2)	
おやつ	70	1日あたり 1,670	
夕食	600	(円)	

4 滞在費 (円)	
1日あたり	2,300

◆世帯全体の所得に応じた利用者負担上限額の基準 (円)			
区分	対象者	食費(1日)	滞在費(1日)
第1段階	住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	300	820
第2段階	住民税世帯非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円未満の方	390	820
第3段階	住民税世帯非課税で、利用者負担段階が第2段階以外の方	650	1,310

※ 対象については、保険者(市区町村)の介護保険課にご確認ください。
※ 対象者については、保険者より介護保険負担限度額認定証が交付されます。

5 その他 (円)	
テレビレンタル使用料(電気代含む)	1日あたり 100
買い物代行	1回あたり 500

1割の場合 (円)							
2泊3日費用	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準額	12,623	13,034	13,187	13,412	13,655	13,880	14,102
(第3段階)	7,593	8,004	8,157	8,382	8,625	8,850	9,072
(第2段階)	5,343	5,754	5,907	6,132	6,375	6,600	6,822
(第1段階)	5,073	5,484	5,637	5,862	6,105	6,330	6,552

2割の場合 (円)	
基準額	14,333

3割の場合 (円)	
基準額	16,046

※ 上記参考金額に「その他の体制加算等」は金額に含まれていません。